

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:こども未来部保育課 No.001

処 分 名	保育の提供の解除
処 分 の 概 要	保育の必要性の認定基準に該当しなくなった場合は、保護者への就労等の保育の必要性の認定基準に該当するよう指導を行うとともに、指導後も継続して保育の必要性の認定基準に該当しない場合は、保育の提供を解除する。
根拠条例等・条項	春日部市保育の必要性の認定に関する条例（平成 17 年条例第 91 号）第 2 条 春日部市保育の必要性の認定に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 25 号）第 19 条第 1 項
処 分 基 準	保育所施設等の利用は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかの事由に該当することにより、当該小学校就学前子どもを保育の必要性が認められる場合に行うものとする。 (1) 1 月において、64 時間以上労働することを常態とすること。 (2) 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。 (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。 (4) 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護し、又は看護していること。 (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。 (6) 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。 (7) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。 (8) 職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)第 15 条の 7 第 3 項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第 27 条第 1 項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成 23 年法律第 47 号)第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。 (9) 児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号)第 2 条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。 (10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)第 1 条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子ど

	ものの保育を行うことが困難であると認められること（前号に該当する場合を除く。）。 （11）育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設（法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設をいう。）又は特定地域型保育事業（法第 43 条第 2 項に規定する特定地域型保育事業をいう。）（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。 （12）前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市が認める事由に該当すること。 保護者の就労状況等を確認し、上記の保育の必要性の該当基準に該当しない世帯は、保育の必要性に該当するよう通知により指導し、一定の猶予期間を経過した後に、改善が見られない場合は、保育の提供を解除する。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 4 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

春日部市保育の必要性の認定に関する条例

(保育の必要性の認定基準)

第2条 保育の必要性の認定は、小学校就学前子ども(法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)の保護者のいずれかが次の各号のいずれかの事由に該当する場合に行うものとする。

- (1) 1月において、64時間以上労働することを常態とすること。
- (2) 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (4) 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護し、又は看護していること。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (6) 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。
- (7) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。
- (8) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。
- (9) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。
- (10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること(前号に該当する場合を除く。)
- (11) 育児休業をする場合であつて、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設(法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。)又は特定地域型保育事業(法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。)(以下この号において「特定教育・保育施設等」という。)を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市が認める事由に該当すること。

春日部市保育の必要性の認定に関する条例施行規則

(保育の提供の解除)

第 19 条 市長は、保育所に入所している子どもが、条例第2条に規定する保育の必要性の認定基準に該当しなくなったときは、保育の提供を解除しなければならない。

2 市長は、前項の場合以外であっても、正当な理由があるときは、保育の実施を解除することができる。

3 市長は、前2項の規定により保育の実施を解除する場合は、あらかじめ、教育・保育給付認定保護者に対し当該解除の理由を説明するとともにその意見を聴かなければならない。ただし、教育・保育給付認定保護者から保育の提供の解除の申出があった場合は、この限りでない。

4 市長は、第1項及び第2項の規定により保育の提供を解除する場合は、保育提供解除通知書(様式第 22 号)により子どもの教育・保育給付認定保護者及び保育所に通知するものとする。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:こども未来部保育課 No.002

処 分 名	支給認定の取消し
処 分 の 概 要	保護者からの支給認定申請に対して、教育・保育の認定を行った後に、認定の要件に該当しなくなった場合は、市が職権により支給認定を取り消します。
根拠条例等・条項	春日部市保育の必要性の認定に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 25 号）第 11 条
処 分 基 準	支給認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該支給認定を取り消すことができます。 （1）当該支給認定に係る満三歳未満の小学校就学前子どもが、支給認定の有効期間内に、3号認定子どもに該当しなくなったとき。 （2）当該支給認定保護者が、支給認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。 （3）その他政令で定めるとき。 支給認定の取り消しを行った時には、支給認定取消通知書により保護者あてに通知します。また、同時に保護者に対し支給認定証の返還を依頼します。
設 定 年 月 日	平成 28 年 11 月 2 日（最終改正：令和 4 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠条例及び関係例規等の抜粋	■春日部市保育の必要性の認定に関する条例施行規則 （教育・保育給付認定の取消し） 第11条 市長は、法第24条第1項の規定により支給認定の取消しを行ったときは、教育・保育支給認定取消通知書（様式第13号）により教育・給付認定保護者に通知するものとする。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:こども未来部保育課 No.003

処 分 名	乳児等支援給付認定の取消し
処 分 の 概 要	保護者からの認定申請に対して、乳児等支援給付認定を行った後に、認定の要件に該当しなくなった場合は、市が職権により支給認定を取り消します。
根拠条例等・条項	子ども・子育て支援法（平成 24 年 8 月 22 日号外法律第 65 号）第 30 条の 18 春日部市乳児等支援給付に係る手続に関する規則（令和 8 年 1 月 21 日規則第 1 号）第 2 条
処 分 基 準	乳児等支援給付認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該乳児等支援給付認定を取り消すことができます。 - 一 乳児等支援給付認定子どもが支給対象小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。 - 二 乳児等支援給付認定保護者が当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。 - 三 乳児等支援給付認定保護者が前条第一項の規定に違反したとき。 - 四 その他政令で定めるとき。 乳児等支援給付認定の取り消しを行った時には、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定取消通知書（様式第 4 号）により保護者あてに通知します。また、同時に保護者に対し乳児等支援支給認定証の返還を依頼します。
設 定 年 月 日	令和 8 年 4 月 1 日
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■子ども・子育て支援法

（乳児等支援給付認定の取消し）

第三十条の十八 乳児等支援給付認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該乳児等支援給付認定を取り消すことができる。

- 一 乳児等支援給付認定子どもが支給対象小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。
- 二 乳児等支援給付認定保護者が当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。
- 三 乳児等支援給付認定保護者が前条第一項の規定に違反したとき。
- 四 その他政令で定めるとき。

■春日部市乳児等支援給付に係る手続に関する規則

（乳児等支援給付認定の申請等）

第2条 法第30条の15第1項の規定により乳児等支援給付認定を申請しようとする者又は法第30条の17第1項の規定により乳児等支援給付認定の変更の認定を申請しようとする者は、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定・変更申請書（様式第1号）又は国が定める書類に必要な書類を添付して市長に申請しなければならない。

2 乳児等支援給付認定を受けた保護者が、春日部市以外の市町村の区域内に居住地を有するときは、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定消滅届（様式第2号）又は国が定める書類に必要な書類を添付して市長に届け出なければならない。

3 乳児等支援給付認定を受けた事項に変更が生じた者は、府令第28条の26第1項の規定により乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定変更届（様式第3号）又は国が定める書類に必要な書類を添付して市長に届け出なければならない。

4 市長は、法第30条の15第2項の規定により乳児等支援給付認定を行ったときは、同条第3項の規定により当該乳児等支援給付認定保護者に対し、乳児等支援支給認定証を交付するものとする。

5 市長は、法第30条の18第1項の規定により乳児等支援給付認定の取消しを行ったときは、同条第2項により当該乳児等支援給付認定保護者に対し、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定取消通知書（様式第4号）により通知し、同条第2項の規定により乳児等支援支給認定証の返還を求めるものとする。